



山形県公報

令和元年6月14日(金)
第12号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案……………(商業・県産品振興課) ……157
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……158
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……159
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 同……………(同) ……160
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……161
- 基本測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………162

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(村山総合支庁総務課) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(会計局) ……163
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……164

## 告 示

### 山形県告示第87号

中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第37条第1項の規定により、次の第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めるため、同条第7項の規定により、当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案及び関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の名称  
長井市第一種大規模小売店舗立地法特例区域
- 2 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案  
長井市本町二丁目2159番1、2159番3、2159番5、2159番6、2159番7、2159番10、2160番1、2160番2、2160番3、2160番4、2160番5、2160番6、2160番7、2160番8、2160番9、2161番1、2161番2・2162番合併、2161番4、2161番5、2166番1、2166番2、2166番5、2167番1、2168番1、2168番2、2171番3、2171番

4、2171番6及び2171番7

3 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 令和元年6月14日から同月28日

(2) 場所 山形県商工労働部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに長井市役所

4 その他

この第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和元年6月28日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見

山形県告示第88号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、成沢土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があつた。

令和元年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所         |
|----------|---------|-------------|
| 理 事      | 三 沢 直 己 | 山形市蔵王成沢71番地 |
| 同        | 岡 崎 清 一 | 同 45番地      |
| 同        | 相 馬 清 孝 | 同 115番地     |
| 同        | 荒 井 勲   | 同 57番地2号    |
| 同        | 庄 司 一 男 | 同 42番地      |
| 同        | 荒 井 徳 義 | 同 蔵王山田61番地  |
| 同        | 荒 井 正 英 | 同 49番地      |
| 監 事      | 長 岡 十 三 | 同 蔵王成沢129番地 |
| 同        | 山 口 峰 雄 | 同 89番地1号    |

山形県告示第89号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、成沢土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があつた。

令和元年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所         |
|----------|---------|-------------|
| 理 事      | 三 沢 直 己 | 山形市蔵王成沢71番地 |
| 同        | 長 岡 十 三 | 同 129番地     |

|    |      |   |          |
|----|------|---|----------|
| 同  | 相馬清孝 | 同 | 115番地    |
| 同  | 荒井勲  | 同 | 57番地2号   |
| 同  | 庄司一男 | 同 | 42番地     |
| 同  | 荒井庄治 | 同 | 蔵王山田58番地 |
| 同  | 荒井正喜 | 同 | 70番地     |
| 監事 | 岡崎清一 | 同 | 蔵王成沢45番地 |
| 同  | 山口峰雄 | 同 | 89番地1号   |

**山形県告示第90号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和元年6月14日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称  
山口・田麦野土地改良区
- 2 事務所の所在地  
天童市大字山口5031番地の4
- 3 認可年月日  
令和元年6月6日

**山形県告示第91号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和元年6月14日

山形県知事 吉村美栄子

| 事業名                         | 地区名 | 工事完了年月日     |
|-----------------------------|-----|-------------|
| 農村地域防災減災事業（農業用河川工作物等応急対策事業） | 大堰  | 平成30年10月31日 |

**山形県告示第92号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年6月14日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西村山郡朝日町大字三中字横山丁223-1、丁223-7、字吉田丁243-1、字ネリコ丁244-1
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字横山丁223-1、字吉田丁243-1（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

- ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第93号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西村山郡大江町大字黒森字横手130-6
  - 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び大江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第94号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和元年6月14日から同月28日まで縦覧に供する。

令和元年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 米沢南陽白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長         |
|-----------------------------------|------|-------------------|-------------|
| 南陽市漆山字上達2176番2から<br>同 四ツ谷2341番6まで | 旧    | 13.0メートル<br>} 2.8 | メートル<br>355 |
| 同 上                               | 新    | 13.0メートル<br>} 2.8 | 同 上         |
| 南陽市漆山字上達2195番4から<br>同 四ツ谷2341番6まで |      | 16.5メートル<br>} 4.0 | メートル<br>301 |

**山形県告示第95号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和元年6月14日から同月28日まで縦覧に供する。

令和元年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 米沢南陽白鷹線
- 2 供用開始の区間 南陽市漆山字上達2195番4から  
同 四ツ谷2341番6まで
- 3 供用開始の期日 令和元年6月14日

**山形県告示第96号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和元年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域  
鶴岡市、村山市、尾花沢市、北村山郡大石田町及び最上郡舟形町
- 2 基本測量を実施する期間  
令和元年7月26日から令和2年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

**山形県告示第97号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和元年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第179号
- 2 指定の場所 東根市白水一丁目1488番2、1567番4、9266番161、9266番162、9266番163、9266番164の各一部及び1567番7
- 3 道路の現況 幅員 5.00メートル  
延長 85.18メートル
- 4 指定年月日 令和元年6月5日

**山形県告示第98号**

次の開発行為は、完了した。

令和元年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成30年11月6日 指令置総建第75号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
南陽市若狭郷屋字玉ノ木903番4、913番2、913番2地先水1、913番2地先堤塘1、913番2地先水2、913番2地先堤塘2、913番2地先水3、913番2地先堤塘3、913番2地先水4、913番2地先水5、913番2地先道
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
南陽市長 白岩 孝夫

**選挙管理委員会関係**

**告 示**

**山形県選挙管理委員会告示第8号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和元年6月14日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,579人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 216,119人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名      | 3分の1の数  | 選挙区名      | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-----------|---------|-----------|---------|------|---------|
| 山形市       | 69,223人 | 上山市       | 8,846人  | 南陽市  | 8,924人  |
| 米沢市       | 22,794人 | 村山市       | 6,973人  | 東村山郡 | 7,279人  |
| 鶴岡市       | 36,085人 | 長井市・西置賜郡  | 15,756人 | 最上郡  | 11,287人 |
| 酒田市・酒飽海郡  | 33,476人 | 天童市       | 17,271人 | 東置賜郡 | 10,941人 |
| 新庄市       | 10,057人 | 東根市       | 13,161人 | 東田川郡 | 8,162人  |
| 寒河江市・西村山郡 | 22,715人 | 尾花沢市・北村山郡 | 6,704人  |      |         |

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

令和元年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
令和元年5月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人柏倉家文化村
  - (2) 代表者の氏名  
飯野 清治
  - (3) 主たる事務所の所在地  
東村山郡中山町大字長崎969番地2
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、柏倉家の保存活用を願う会員相互の協力により、柏倉家周辺をフィールドとし、不特定多数の

個人・団体を対象に、歴史ある生活や文化を体験する場を提供し、その継承をもって、社会教育、まちづくり、文化の振興、環境保全、子どもの健全育成、伝統職の継承、観光の振興に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
電磁環境両立性測定システム 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2724
- 3 落札者を決定した日 令和元年5月13日
- 4 落札者の名称及び所在地  
サカタ理化学株式会社 鶴岡市余慶町6番38号
- 5 落札金額 128,867,970円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
平成31年4月2日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
電子プローブマイクロアナライザー 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2724
- 3 落札者を決定した日 令和元年5月13日
- 4 落札者の名称及び所在地  
サカタ理化学株式会社 鶴岡市余慶町6番38号
- 5 落札金額 57,200,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
平成31年4月2日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
マイクロフォーカスX線CTシステム 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2724
- 3 落札者を決定した日 令和元年5月13日
- 4 落札者の名称及び所在地  
サカタ理化学株式会社 鶴岡市余慶町6番38号
- 5 落札金額 69,993,000円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
平成31年4月2日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
超高精度三次元測定機 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2724
- 3 落札者を決定した日 令和元年5月13日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社東栄科学産業 山形営業所 山形市小白川町四丁目32番7号
- 5 落札金額 63,800,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
平成31年4月2日